

<両親が未婚（事実婚）で、日本人母+外国人父の場合>

日本人母と外国人父の非嫡出子（婚姻前に出生した子）かつ外国人父の本国法が事実主義を採用している国の場合に限りです。

（参考）

事実主義とは、事実としての父子関係（血縁関係）がある場合には、認知を要することなく、法律上も父子関係を認める法制のことで、ニュージーランド、中国、フィリピン等で採用されています。

※ 外国人父の本国法が、事実主義ではなく認知主義を採用している場合には、提出書類が異なりますため、大使館（領事事務所）まで事前にお問い合わせください。

必要書類

① 出生届書 2通

- 子の出生時において、日本人父または母が戸籍の筆頭者ではなく、出生により父または母の従前の本籍地とは異なるところに新しく本籍地を設ける時は、出生届書が3通必要となります。
- 署名および捺印以外の部分はコピーしたもの又はパソコンで入力したものでも受付可能です。コピーされた署名・捺印はお受けできませんのでご注意ください。
- 記入例
- ニュージーランド住所表記表
- 職業例示表（令和2年4月1日から令和3年3月31日までに出生した場合）

② 出生証明書（Birth Certificate）原本1通

- 出生証明書はNZ政府（Registrar of Birth, Death and Marriage, Department of Internal Affairs）発行の「BDM107様式」をご提出ください。
- 郵送による届出の場合で原本の返却をご希望の場合は、A4サイズの返信用封筒（切手貼付、宛名記入）を同封のうえ、「出生証明書原本返却希望」のメモをつけて送付ください。

- ③ ②出生証明書の[日本語訳文](#) 原本 1 通
- ご自身で翻訳していただいて構いません。
- ④ 母の日本国旅券 原本提示
- 郵送による届出の場合、旅券の写しを添付してください（原本照合不要）。
- ⑤ 父の旅券 原本提示
- 郵送による届出の場合、JP(Justice of Peace)などから原本照合していただいた旅券の写し 2 通
 - 郵送による届出の場合で、子の出生時において、日本人母が戸籍の筆頭者ではなく、出生により母の従前の本籍地とは異なるところに新しく本籍地を設ける時は、JP(Justice of Peace)などから原本照合していただいた旅券の写し 3 通（郵送の場合には、旅券の原本は送付しないでください。）
- ⑥ ⑤父の旅券の日本語訳文 1 通 （ニュージーランド旅券の場合は[こちら](#)）
- ⑦ 父の[申述書](#) 1 通

届出用紙をダウンロードする際のご注意

- 届書はすべて日本語で書いてください。鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 感熱紙や着色された紙はご使用になれません。